

四日市市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第49号

四日市市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市奨学金条例施行規則（令和3年四日市市規則第48号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(申請)</p> <p>第6条 条例第7条第1項に規定する申請は、四日市市奨学生願書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所得課税証明書（同一世帯全員の<u>もの。ただし、満15歳に達した日以後最初の3月31日が終了するまでの者であって、無収入のものを除く。</u>）</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 奨学生であった者は、第4条に掲げる区分と同じ区分で申請することはできない。</u></p> <p>(奨学金の取消し等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p><u>2 奨学金を取消し又は停止となった者</u></p>	<p>(申請)</p> <p>第6条 条例第7条第1項に規定する申請は、四日市市奨学生願書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所得課税証明書（同一世帯<u>の所得者</u>全員のもの）</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(奨学金の取消し等)</p> <p>第11条 (略)</p>

は、取消し又は停止となった日の属する月の翌月以降の奨学金を給付又は貸与に関わらず、直ちに戻入しなければならない。

3 条例第9条第2項第4号の規定により奨学金を取消しとなった者は、条例第2条第2項、第13条及び第14条の規定に関わらず、奨学金（給付したものを含む。）を直ちに全額返還しなければならない。

4 市長は、条例第9条第4項の規定により停止した奨学金を再開するときは、四日市市奨学金支給再開通知書（第8号様式の2）により奨学生に通知するものとする。

（奨学金の給付等の終了）

第12条 （略）

2 （略）

3 前項の通知は、奨学金を取消しとなった者（前条第3項に該当する者を除く。）について準用する。

（条例第10条第1項に規定する日）

第13条 条例第10条第1項に規定する規則で定める日は、奨学金の給付又は貸与を受けた期間の末日（条例第11条の規定により貸与奨学金の返還の猶予（以下「返還猶予」という。）があった場合は、その期間の末日）の翌日の属する年度の翌年度の4月1日とし、四日市市奨学金返還誓約書（第1

（奨学金の給付等の終了）

第12条 （略）

2 （略）

（条例第10条第1項に規定する日）

第13条 条例第10条第1項に規定する規則で定める日は、奨学金の給付又は貸与を受けた期間の末日（条例第11条の規定により貸与奨学金の返還の猶予（以下「返還猶予」という。）があった場合は、その期間の末日）の翌日から1年後とし、四日市市奨学金返還誓約書（第11号様式）を連帯保証

1号様式)を連帯保証人と連名で提出  
しなければならない。

(返還方法)

第14条 (略)

2 (略)

3 第1項ただし書きによる繰り上げ返  
還を行った者は、これを取り消し、又  
は返還後に条例第12条又は第13条  
の規定による貸与奨学金の返還の免除  
を受けることができない。

人と連名で提出しなければならない。

(返還方法)

第14条 (略)

2 (略)

第1号様式を次のように改める。

## 四日市市奨学生願書

本人	フリガナ			生年月日	年 月 日
	名前				
	現住所	〒 —		TEL	
	在学学校・学年			第 学年（修業年限 年）	
	同所在地			TEL	
入学希望の高等学校 又は大学等 （来年度進学予定の方 のみ記入のこと。）		学校名	課程名	在学期間 年 月入学 年 月卒業見込	
通学（予定）状況		自宅通学		自宅外通学	
他の奨学金制度の申込（予定）状況		※ 有・無 名称（ ）			
奨学金の支給を希望 するに至った事情 （なるべく詳しく 記入のこと。）					
世帯の状況 （本人含む）	名前	続柄	同居・別居	勤務先・学校学年	特記事項
		本人			
四日市市奨学金条例第7条第1項の規定により奨学金の支給を受けたいので、 関係書類を添えて申し込みます。 年 月 日 四日市市長 あて 本人 (自署または押印)					
自署または押印 保護者（後見人） 連絡先の	(連絡先1)	住所	〒 —	TEL	年 月 日生
	名前				
自署または押印 保護者（後見人） 連絡先の	(連絡先2)	住所	〒 —	TEL	年 月 日生
	名前				

※備考 この願書には、住民票世帯全員の写し（本人の除票を含む。）、  
所得課税証明書、作文を添えること。

※裏面あり

## 債権者登録申出書兼口座振込申出書

フリガナ 本人氏名		進学予定 (在学) 校	
＜奨学金振込先（本人口座に限る）＞			
金融機関名		1. 銀行 2. 金庫 3. 信組 4. 信連 5. 農協 6. 漁連 7. 信漁連	支店名
預金種別		口座番号 (右詰め)	
口座名義（カタカナで記入）			

※振込先の口座を確認できる書類のコピー（通帳、キャッシュカード等）

※備考 債権者登録申出書兼口座振込申出書は採用決定後に提出することもできます。  
この願書に記載されているときは、再度提出する必要はありません。

第5号様式を次のように改める。

四日市市奨学金支給誓約書

年 月 日

四日市市長

私は、四日市市奨学金制度の利用に当たり、下記の条項に従い、誠実に義務を履行することを誓約します。

奨学生  
住所  
名前 印

保護者  
住所  
名前 印  
連絡先

私は、上記の誓約を誠実に履行させるとともに、下記の条項に従いその債務を負担することを約束します。

連帯保証人  
住所  
名前 実印  
連絡先

(印鑑登録証明書を添付すること)

記

(奨学金の種類及び支給額)

第1条 支給を受ける奨学金は、次のとおりとし、特定の種類の奨学金のみを選択して受給することはできない。

(1) 奨学金の内訳は、給付と貸与が二分の一ずつとする。 月額 円

(2) 入学支度金 円

(奨学金の支給期間)

第2条 奨学金の支給を受けることができる期間（以下「支給期間」という。）は、奨学生が現に在学する対象学校の正規の最短修業期間とする。

(貸与奨学金の返還)

第3条 奨学生は、支給を受けた奨学金のうち、貸与された額を指定日（支給期間の末日の翌日の属する年度の翌年度の4月1日）から10年以内に返還するものとする。

2 貸与された額は、支給終了後に誓約する四日市市奨学金返還誓約書に記された返還年度及び年賦額のとおり返還するものとする。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、卒業した奨学生が返還することを定められた年度の前年度の1月1日に四日市市内に居住している場合は、当該年度の返還額に限って、申請により免除することができる。

(四日市市奨学金条例等の順守)

第4条 奨学生は、四日市市奨学金条例及び四日市市奨学金条例施行規則を遵守するものとする。  
(支給の取消し)

第5条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに奨学金の支給を取り消すものとする。

- (1) 傷病その他の理由により成業の見込みがないとき。
- (2) 学業成績が不良であるとき。
- (3) 奨学金を必要としない事由が発生したとき。
- (4) 奨学金の支給を受けることを辞退したとき。
- (5) 四日市市奨学金条例第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (6) 虚偽その他不正な申請により奨学金の支給決定を受けたとき。
- (7) その他市長が必要と認めたとき。

(奨学金の支給停止)

第6条 奨学生が休学した場合又はその他の事由により市長が奨学金の支給が適当でないと認めたときは、奨学金の支給を停止するものとする。

(連帯保証)

第7条 連帯保証人は、奨学生と連帯し、奨学生の債務につき履行責任を負うものとする。

2 前項の極度額(保証限度額)は 円とする。

(強制執行等)

第8条 奨学生及び連帯保証人は、本件債務を履行しないときは、直ちに強制執行を受けても異議がないものとする。

(合意管轄)

第9条 本件につき訴訟の場合は、四日市市を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

(その他)

第10条 本誓約書に定めのない事項については、四日市市奨学金条例及び四日市市奨学金条例施行規則の定めるところによる。

《四日市市奨学金条例抜粋》

第3条 奨学金の給付又は貸与を受ける者(以下「奨学生」という。)となることができる者は、次の各号に掲げる資格の全てを満たす者とする。

- (1) 奨学生又は当該奨学生の生計を維持する者が、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者その他規則で定める者であること。
- (2) (略)
- (3) 経済的理由により修学が困難であるとして規則で定める基準に該当する者であり、かつ、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者でないこと。

#### ●個人情報の収集等についての同意について

四日市市奨学金の返還が滞った場合、その解消のため、四日市市の組織内部(教育委員会、上下水道局、市立病院等を含む)のほか、国・県・勤務先、また金融・保険機関が保有する私に関する個人情報について、四日市市が収集、利用ならびに提供することに同意します。

なお、本件は、四日市市個人情報保護条例で定めるところに従い、四日市市が行う滞納整理事務に限りま

上記の内容について了承しました。

奨学生	印
保護者	印
連帯保証人	印



第7号様式及び第8号様式を次のように改める。

## 奨学生等異動届

年 月 日

四 日 市 市 長

奨学生番号 第 号  
奨学生 住 所  
(届出人) 名 前  
連絡先

(自署または押印)

四日市市奨学金条例施行規則第10条の規定により届け出ます。

※該当する異動事項に○をして、必要に応じて内容を記載すること。

### 記

1. 異動事項
- 1 進級できなかった
  - 2 休学するとき
  - 3 復学するとき
  - 4 転校するとき 転校先学校名 ( )
  - 5 退学するとき
  - 6 奨学生が死亡したとき
  - 7 奨学生、親権者または連帯保証人の住所が変更になるとき  
異動者の名前 ( )  
新しい住所 ( )
  - 8 辞退するとき (理由 )
  - 9 その他の事項 (理由 )

2. 異動年月日 年 月 日

から 年 月 日  
(休学の場合は予定の期間を記入すること)

第8号様式（第11条関係）

年 月 日

四日市市奨学金支給（取消・停止）通知書

様

四日市市長

下記の理由により、下記のとおり奨学金の支給を（取消・停止）したので、四日市市奨学金条例施行規則第11条の規定に基づき、次のとおり通知します。

記

1. 期 間（決定日） 年 月 日から 年 月 日

2. 理 由

3. 奨学金の返還等

第8号様式の次に次の1様式を加える。

第8号様式の2（第11条関係）

年 月 日

四日市市奨学金支給再開通知書

様

四日市市長

下記の理由により、下記のとおり奨学金の支給を再開したので、四日市市奨学金条例施行規則第11条の規定に基づき、次のとおり通知します。

記

1. 決定日 年 月 日

2. 支給期間 年 月 日から 年 月 日

3. 理由

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局教育総務課)